

令和5年度

社会福祉法人聖ヨゼフ会 事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

社会福祉法人聖ヨゼフ会

聖ヨゼフ医療福祉センター

医療型障害児入所施設	「聖ヨゼフ整肢園」
福祉型児童発達支援センター	「ひばり学園」
障害児相談支援事業	「ひばり学園」
医療型障害児入所施設	「麦の穂学園」
障害福祉サービス（療養介護）	「麦の穂学園」
障害福祉サービス生活介護事業(通園)	「くぬぎ」
特定相談支援事業	「かえで」
障害福祉サービス事業（短期入所）	
在宅心身障害児（者）療育支援事業	

令和5年度 社会福祉法人聖ヨゼフ会事業報告
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 理事会・定時評議員会の開催と議事

1) 理事会 開催3回 期日 令和5年5月25日・5年6月12日・6年3月26日

主な議事内容

- (1) 令和4年度 事業報告及び決算報告
- (2) 社会福祉充実計画の変更
- (3) 令和5年度補正予算、令和6年度事業計画、予算承認
- (4) 理事長の職務執行状況の報告

2) 定時評議員会 開催1回 期日 令和5年6月12日

主な議事内容

- (1) 令和4年度 事業報告の承認
- (2) 令和4年度 決算書類報告と監査報告の承認
- (3) 社会福祉充実計画変更の承認
- (4) 理事長の職務執行状況の報告

2. 障害福祉制度（児童福祉法・障害者総合支援法）に基づく法人運営事業

1) 児童福祉法

- (1) 医療型障害児入所施設：「聖ヨゼフ整肢園」・「麦の穂学園」
- (2) 福祉型児童発達支援センター：「ひばり学園」
- (3) 障害児相談支援事業：「ひばり学園」

2) 障害者総合支援法（自立支援）

- (1) 障害者福祉サービス療養介護事業所 : 麦の穂学園
- (2) 障害者福祉サービス事業（給付・短期入所・日中一時支援事業所）
聖ヨゼフ整肢園・麦の穂学園
- (3) 障害者福祉サービス生活介護事業所 櫟（くぬぎ）
- (4) 特定相談支援事業 楓（かえで）

3) 京都市受託事業

- (1) 在宅心身障害児（者）療育支援事業

以上児童福祉法・障害者総合支援法の法令に適応した事業運営を法令の順守と利用者に安定した質の高い医療福祉サービスが提供できるよう運営し、専門職員の確保等に努力した。

3. 行政監査等指導について

- 1) 京都市監査指導保健福祉局、子ども若者はぐくみ局より
児童福祉施設等に対する指導監査及び実地（書面）指導

期 日：令和4年10月5日

監査実施対象事業所

- * 法人運営
- * 聖ヨゼフ整肢園（医療型障害児入所施設）
- * 麦の穂学園（医療型障害児入所施設）
- * ひばり学園（児童発達支援）

監査指導結果（口頭指摘事項）

- * 法人運営 報酬の総額について、評議員会において定めること
- * 聖ヨゼフ整肢園 事業活動計算書における減価償却額が計算書類におけるものとの不一致を修正すること
リースに関しては、リース会計基準に準じた経理処理を行うこと
- * 麦の穂学園 事業所の見やすい場所に、協力歯科医療機関を掲示すること
- * ひばり学園 運営規定と重要事項説明書との記載の整合性を取ることを
モニタリングに当たって、面談の結果を記録すること

監査指導結果（文書による指摘事項）

- * 法人運営 評議員、理事及び監事の選任に当たっては、再任されるものも含め、各選任候補者（推薦の提案）を、理事会の決議において決定すること。
なお、選任手続は、法律の要件を満たしていることを明らかにして行うこと。

4. 新型コロナウイルス感染症

感染法上の位置づけが5月に2類から5類に移行され、外来診療の制限を緩めて行いました。感染者が無くなってはいませんが、収束してきています。

5. 安全カメラの設置

事故発生の防止、犯罪の防止、警備業者補助を目的として、病棟、リハ科等に設置

6. 法人運営に関する情報（財務諸表開示）ホームページに公開実施

7. その他：個人加入労働組合員状況（現在1名在職）

考察と今後の課題

- * 施設の老朽化に伴い、各方面での改修が必要になってきており、財政を圧迫しています。
- * 7号棟に関しては当初大規模の改修を考えましたが、経営面における厳しい状態を勘案して、必要最小限の改修を計画しました。それでも、内装・外装工事、電気設備、上下水道、エレベーター、医療ガスの設備、福祉車両のスペースのための非常階段の付替えなどが必要で、かなりの費用が嵩みます。更に、8号棟の解体においてもアスベストの処理も含めて高額になりそうです。
- * 「社会福祉充実残額」については、令和6年度に行う7号棟の改修の一部に充て、社会福祉充実計画は終了する予定です。
- * 電子カルテのシステムに関しては、まず、リハビリテーション科にリハメートを導入して、運用を開始しました。今後は、事務関係のIT化を進め、本格的な電子カルテシステムへの移

行を進めていきます。

- * ひばり学園については、令和6年3月に閉園の予定でしたが、保護者の方々や関係者の方々からの存続の希望、他の施設からの事業継続の要望が多い。厚生労働省から児童発達支援センター関連の大幅な改革進められている。以上のことから、閉園を延期致します。
- * 医療・福祉施設の適切な基準を満たす職員（看護基準確保の看護、介護）雇用について常時努力を必要としており、人材派遣会社等に紹介依頼をせざるを得ないため、費用が嵩んでいます。
- * 公益的な活動事業としての訪問看護事業を開始する準備を進めてきました。早々に定款の変更を進め、京都市の認可を受けて、開始する予定です。
- * 「危機管理」に関しては諸委員会（医療安全管理、感染予防、虐待防止、衛生管理、苦情解決、栄養管理、褥瘡対策、防災、緊急時連絡網等）の横の連絡を密にして、全職員への周知徹底を図っています。
- * 在宅支援の短期入所は、職員各位の努力で成果を上げてきています。
- * 昨今のいろいろな病院や施設の運営を見ておきますと、単独での経営はかなり難しくなっていくように思われます。当センターにおいてもここ数年の経営状態の悪化を考えるに、他の施設との合併とまではまだ考えないとしても、他の病院や施設との連携を考えていく時期に来ていると思われます。
- * 法人運営、施設の質の向上、地域貢献等、課題は多々ありますが、年間無事に運営出来たことは、神様の恵みと理事、監事、評議員、全職員のご努力、地域住民の皆様の支えと賜物に心から感謝しています。